

市庁舎一部（議会棟）改築工事 の遅延について

令和4年2月22日
資産経営課・建築住宅課

1 工事概要

(1) 請負業者

① 建築主体工事

佐田・立見・宮下・池下市庁舎一部改築工事建築主体工事特定建設工事共同企業体

② 電気設備工事

利根・上毛市庁舎一部改築工事電気設備工事特定建設工事共同企業体

③ 機械設備工事

ヤマト・中央市庁舎一部改築工事機械設備工事特定建設工事共同企業体

(2) 工事期間 令和2年9月9日～令和4年7月1日

2 遅延の状況

(1) 遅延日数 75日間（完成予定期日 令和4年9月中旬）

(2) 理由 コロナ禍により、動力盤（ポンプやエアコンなどの機械に電気を供給する設備）の部品などの納期に遅れが生じたため

(3) 遅延内容

番号	工種	遅延日数	原因
①	動力盤の製作（2階）	75日間	半導体不足により部品の納期が遅れたもの
②	柱・梁部材の製作	（8日間）	緊急事態宣言に伴う工場出勤調整により稼働率が低下したもの
③	外壁用みかげ石の輸入、外壁材の製作	（8日間）	中国からのみかげ石の輸入が遅延したもの
④	汚水処理槽の防水工事（地階）	（5日間）	アメリカからのエポキシ樹脂系防水材料の輸入が遅延したもの
⑤	スチールサッシの製作	（11日間）	緊急事態宣言解除後、鋼材メーカーへ注文が殺到し、スチール系材料の入手が困難となったもの

※上記遅延日数の（ ）内の日数につきましては、75日間の中で吸収できるため、遅延日数には加算されません。

3 今後の対応

現在、遅延日数の75日間を短縮できるよう、遅延内容に影響のない工事を先行して実施し、代替品などでの対応も検討しながら進めてまいります。